

荒廃農地の解消等に活用可能な事業（令和4年4月1日時点）

実施内容	事業名 <small>クリックすると 各事業ウェブサイトへ アクセスします</small>	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件（主要なもの）				事業実施主体					補助率		
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率	
地域ぐるみの話し合いを通じ、農地の有効活用や粗放的利用により荒廃農地の発生防止・解消を実施	農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）	重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援	①農地等活用推進事業 再生可能な荒廃農地を含む地区を対象に、荒廃農地を解消し、地域の特性を生かした農業の展開や地域資源の付加価値向上に取り組む地区を支援 ②低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業） 再生可能な荒廃農地及び荒廃のおそれのある農地を含む地区を対象に、放牧、蜜源作物、緑肥作物、省力作物、植林等による粗放的利用に取り組むモデル地区を支援 ③低コスト土地利用支援事業（生産性検証事業） ②を実施する地区、既に粗放的利用を実施している地区又は林地等の非農地が存在する地区を対象に、有事を想定し粗放的利用されている農地の生産性の検証に取り組むモデル地区を支援	【農地等活用推進事業】 実施地区面積20ha以上 （中山間地域10ha以上） 整備対象面積1ha以上 【低コスト土地利用支援事業】 実施地区面積10ha以上 （中山間地域5ha以上） 整備対象面積0.5ha以上	1工区 200万円 以下	-	・最適土地利用計画等を事業開始年度に策定すること ・5年間耕作又は粗放的利用を実施すること ・市町村、農地所有者、農業者、地域住民が参画すること	-	○	○	○	○	・農業協同組合 ・地域協議会 ・農業委員会 ・地域運営組織	【農地等活用推進事業】 ソフト定額（交付額上限200万円） 【低コスト土地利用支援事業】 （粗放的農地利用事業） ソフト定額（交付額上限250万円） ※ただし、農地等活用事業と併用する場合は150万円、生産性検証事業と併用する場合は交付しない （生産性検証事業） ソフト、セミハード定額 （交付額上限1,000万円）	1/2等
地域・集落の共同活動で荒廃農地の発生防止・解消を実施	多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援	①農地維持支払 ②資源向上支払	【広域活動組織】 事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上（北海道にあっては3,000ヘクタール以上）	-	-	活動組織、広域活動組織の設立	-	-	-	-	-	・活動組織 ・広域活動組織	【農地維持支払】 田：3,000円/10a（2,300円/10a） 畑：2,000円/10a（1,000円/10a） 草地：250円/10a（130円/10a） 【資源向上支払】 田：2,400円/10a（1,920円/10a） 畑：1,440円/10a（480円/10a） 草地：240円/10a（120円/10a）等 ※（ ）は北海道の場合	-
	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援	①農業生産活動等を継続するための活動 ②農業生産活動等の体制整備のための取組	-	-	-	・中山間地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原、指定棚田）等 ・集落協定、個別協定を締結	-	-	-	-	-	集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する農業者等	田（急傾斜）：21,000円/10a 田（緩傾斜）：8,000円/10a 畑（急傾斜）：11,500円/10a 畑（緩傾斜）：3,500円/10a 等	-
棚田地域振興の取組により荒廃農地の発生防止・解消を実施	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））★	指定棚田地域振興活動計画に基づき、農山漁村における棚田地域振興の促進を図るために必要な保全整備を支援	農山漁村定住促進対策型 ▶ 農村地域等振興支援 農山漁村交流対策型 ▶ 農村地域等振興支援 実施要領別記3別表3の1第1、別表3の2第1事業メニュー ○ 指定棚田地域保全整備 ③9指定棚田地域保全整備	-	-	-	一の箇所又は一の施設の個々の施設等について、それぞれ農林漁業者が3名以上	○	○	-	○	-	・計画主体（地方公共団体）が指定した者 ・地域協議会 ・農業協同組合 ・農林漁業者の組織する団体 ・NPO法人	-	55%等
既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な整備と併せて荒廃農地を解消	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））★	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援	農山漁村定住促進対策型 ▶ 農村地域等振興支援 実施要領別記3別表3の1第1事業メニュー ○ 農地等補完保全整備 ③6産地振興追加補完整備 （13）基本条件確保整備 ※基盤整備（農業用排水施設、区画整理等）と併せて一体的に実施する必要あり	-	-	-	一の箇所又は一の施設の個々の施設等について、それぞれ農林漁業者が3名以上	○	○	-	○	-	・地方公共団体等が出資する法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・農林漁業者の組織する団体 ・地域再生推進法人 ・地方公共団体の一部事務組合	-	1/2等
	農山漁村振興交付金（農福連携対策）	農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備（簡易な基盤整備を含む）等を支援	実施要領別表1 2 農福連携整備事業 ※原則、農福連携支援事業と併せて実施	-	-	-	・農産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定 ・目標年度までに、事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する障害者、生活困窮者または要介護認定高齢者が5名以上増加すること	-	-	-	-	-	・農林水産業を営む法人 ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・医療法人 ・地域協議会 ・農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体 ・民間企業	-	1/2以内

荒廃農地の解消等に活用可能な事業（令和4年4月1日時点）

実施内容	事業名 <small>クリックすると 各事業のウェブサイトへ アクセスします</small>	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件（主要なもの）				事業実施主体					補助率			
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率		
放牧を活用して 荒廃農地を 解消	<a href="#">畜産生産力・ 生産体制強化 対策推進事業 （国産飼料資 源生産利用拡 大対策のうち 放牧活用型持 続的畜産推 進）</a>	荒廃農地等の有効活用や省 力化等の持続的な畜産物生 産の推進に向け、放牧の実 施に必要な簡易牧柵の整備 等の取組を支援	畜産生産力・生産体制強化対策事業 実施要領第2の6（2）放牧活用型持続的畜産生産推進  実施要領別紙9別表 1 肉用牛放牧 （3）放牧条件整備 2 放牧酪農 （2）放牧条件整備	肉用牛放牧に新たに取り 組む場合、かつ 放牧地の実面積1頭あた りおおむね50a以上 （中山間地域は15a以上）	—	農業者 3者以上	放牧利用推進計画を策 定	—	—	—	—	—	—	—	1/2等	
			産地基幹施設等支援タイプ  交付等要綱別表1のI 1 産地競争力の強化 （1）産地収益力の強化に向けた総合的推進 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （イ）放牧利用条件整備 2 みどりの食料システム戦略の推進 イ 飼料作物作付及び家畜放牧条件等整備 （イ）放牧利用条件整備	—	—	農業者 5者以上	事業実施地域は、飼料 増産に係る推進計画を 策定	○	○	—	○	—	—	—	—	—
簡易な農地整 備等と併せて 荒廃農地を解 消	<a href="#">農地耕作条件 改善事業</a>	農地中間管理事業の重点実 施区域等において、耕作条 件の改善を実施し、農地中 間管理機構による担い手へ の農地集積の推進、高収益 作物への転換、麦・大豆の 増産、営農定着に必要な取 組を支援	地域内農地集積型、高収益作物転換型  実施要綱別表 区分2 定率助成 （8）営農環境整備支援	—	200万円 以上	農業者 2者以上	農振農用地のうち農地 中間管理事業の重点実 施区域等	○	○	○	○	—	—	—	—	1/2等
農地整備等と 併せて荒廃農 地を解消	<a href="#">農地中間管理 機構関連農地 整備事業</a>	担い手への農地の集積・集 約化を加速化するため、農 地中間管理機構が借り入れ ている農地について、農業 者の申請・同意・費用負担 によらず、都道府県が実施 する基盤整備を推進	農地整備事業  実施要領別紙1別表 区分2 農業生産基盤整備附帯事業 （3）耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備  ※農業生産基盤整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	10ha以上 （中山間地域は5ha以上）	—	2者以上	・事業施行地域内農用 地の全てについて農地 中間管理機構が農地中 間管理権を有すること ・一定規模連担化して いること 等	○	—	—	—	—	—	—	1/2等	
			実施要綱第2の1 中山間地域総合整備事業  実施要領別表 区分1 農業生産基盤整備事業 （1）農業用排水施設整備事業 （2）農道整備事業 （3）ほ場整備事業 （4）農用地開発事業 （5）農地防災事業 （6）客土事業 （7）暗渠排水事業 （8）農用地の改良又は保全事業 （9）土地基盤の再編・整序化事業 （耕作放棄地等の再編・整序化に係る土地を保全・再 編利用するために必要な事業）  ※（1）～（8）までに掲げる事業のうち2以上の事業を行う こと	10ha以上	—	2者以上	・総合計画を作成  （9）に掲げる事業を 実施する場合、 ア 事業計画区域の農 地面積に対して、総合 整備事業の受益地とな る生産区域の農地面積 の割合が、おおむね7 割程度は確保できる見 通しのあること イ 事業計画区域は、 生産区域において別に 定める要件を満たす地 域であること	○	○	—	—	—	—	—	55%等	

荒廃農地の解消等に活用可能な事業（令和4年4月1日時点）

実施内容	事業名 <small>クリックすると 各事業のウェブサイトへ アクセスします</small>	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件（主要なもの）				事業実施主体					補助率		
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率	
農地整備等と併せて荒廃農地を解消	農業競争力強化農地整備事業	農地の大区画化や排水対策等を実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進	農地整備事業 ▶ 経営体育成型、中山間地域型  実施要領別紙1別表 区分2 農業生産基盤整備附帯事業 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備  ※農業生産基盤整備事業（暗渠排水事業、区画整理事業等）と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上 (中山間地域型10ha以上)	-	2者以上	担い手への農地利用集積の一定以上増加	○	-	-	-	-	-	-	1/2等
	農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）★	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を助産し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施	経営体育成型、耕作放棄地型  実施要領別紙1-1別表1 区分2 農業生産基盤整備附帯事業 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 区分4 農業経営高度化支援事業 (5) 耕作放棄地活用推進事業（耕作放棄地型に限る）  ※農業生産基盤整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上	-	2者以上	・担い手農地集積率が一定以上増加すること（経営体育成型） ・耕作放棄地率が6%以上（耕作放棄地型）	○	△ (耕作放棄地活用推進事業)	-	△ (耕作放棄地活用推進事業)	農業協同組合、農地所有適格法人等（耕作放棄地活用推進事業）	-	-	1/2等
農業用排水施設整備と併せて荒廃農地を解消	水利施設等保全高度化事業	農業水利施設の効率的な整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による畑地・樹園地の高機能化や水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備等を行い、農業の高付加価値化や高収益作物の導入・定着、担い手への農地集積・集約化等を推進	畑地帯総合整備事業  実施要領別表2 区分2 農業生産基盤整備附帯事業 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備  ※農業生産基盤整備事業（高収益作物導入促進型は農業用排水施設整備事業又は暗渠排水事業、高収益作物転換型は農業用排水施設整備事業、客土事業、暗渠排水事業、区画整理事業のいずれか、畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型は農業用排水施設整備事業、農道事業、区画整理事業のいずれか）と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上 (中山間地域は10ha以上)等	-	2者以上		○	-	-	-	-	-	-	1/2等
	農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）★	水田及び畑地帯における基幹的な農業用排水施設の整備等を支援	畑地帯総合整備型  実施要領別紙2運用2別表 区分2 農業生産基盤整備附帯事業 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備  ※農業生産基盤整備事業（農業用排水施設整備事業、農道整備事業、区画整理事業）と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上 等	-	2者以上		○	-	-	-	-	-	-	1/2等
荒廃農地を解消して公共施設用地や市民農園等を整備	農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）★	農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に支援	中山間地域総合整備型 ▶ 集落型事業 ▶ 一般型事業 農地環境整備型 ▶ 一般型事業  実施要領別紙4-1運用1別表 区分3 保全管理等事業 (1) 高付加価値農業基盤整備事業 (2) 附帯事業 (3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事業 (5) 生態系保全施設整備事業 (6) 遊水池整備事業 (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8) 交換分合事業  ※中山間地域総合整備型は農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	中山間地域総合整備型 県営事業60ha以上 市町村営事業20ha以上 (一定の要件を満たす場合、県営事業20ha以上、市町村営事業10ha以上) 農地環境整備型 10ha以上 等	-	2者以上	中山間地域（過疎、振興山村、離島、半島、特定農山村、指定棚田）等	○	○	-	-	-	-	-	55%等

★ 沖縄は沖縄振興公共投資交付金

【参考】

実施内容	事業名 <small>クリックすると 各事業のウェブサイトへ アクセスします</small>	事業内容	荒廃農地再生等対象事業メニュー	事業要件（主要なもの）				事業実施主体					補助率	
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率
野生鳥獣による被害防止対策として放任果樹の除去及び雑木林の刈り払い等を実施	<a href="#">鳥獣被害防止総合対策交付金</a>	野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、捕獲した野生鳥獣のジビエ利用拡大に向けた取り組みを支援	鳥獣被害防止総合支援事業 交付等要綱別表 1 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 (1) 鳥獣被害防止施設 2 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 (1) 被害防止活動推進 (4) 生息環境管理 ※野生鳥獣における被害防止対策を目的とした、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い、侵入防止柵の設置等による里地里山の整備を実施 （営農再開を目的としたものではない）	-	-	3戸以上 （鳥獣被害防止総合対策整備交付金）	・鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画を作成する	-	-	-	-	協議会 ※農山漁村活性化対策整備交付金は協議会の構成員も可	①鳥獣被害防止総合対策整備交付金 侵入防止柵を自力施工する場合、資材費のみ定額支援 ②鳥獣被害防止総合対策推進交付金 300万円以内/協議会等 （鳥獣被害対策実施隊が組織されており、捕獲の有資格者の人数等により設定された限度額内で定額支援）	1/2等
森林の有する多面的機能の発揮に向け、造林や間伐等の森林整備を実施	<a href="#">森林整備事業</a>	森林所有者等が行う人工造林、下刈り、除伐、森林作業道開設等への支援	実施要領第1の1 森林環境保全整備直接支援事業 （営農再開を目的としたものではない）	-	-	-	森林経営計画の認定 1 施行地の面積が0.1ha以上	○	○	-	-	・森林組合 ・森林所有者 ・民間事業者等	-	国3/10 県1/10 （査定係数170など）
森林の有する多面的機能の発揮に向け、里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を実施	<a href="#">森林・山村多面的機能発揮対策交付金</a>	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援	実施要領別紙3第1（3） ①活動推進費 ②地域環境保全タイプ ③森林資源利用タイプ ④森林機能強化タイプ ⑤関係人口創出・維持タイプ ⑥資機材・施設の整備 ※④～⑥は①～③と組み合わせて実施 ※森林の有する多面的機能の発揮を目的とした、雑草木の刈払い、鳥獣害防止柵の設置等による里山林の整備を実施 （営農再開を目的としたものではない）	-	-	-	・地域住民、森林所有者等 地域の実情に応じた3名以上で構成する活動組織の設立が必要 ・森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林（登記地目が「畑」等の場合は非農地証明が必要）	-	-	-	-	地域協議会 （地域協議会から保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付）	①活動推進費：最大112,500円（初年度のみ） ②地域環境保全タイプ（里山林保全）：最大12万円/ha ③地域環境保全タイプ（侵入竹伐採・竹林整備）：最大28.5万円/ha ④森林資源利用タイプ：最大12万円/ha ⑤関係人口創出・維持タイプ：最大5万円/年間あたり ⑥森林機能強化タイプ：最大800円/m	資機材・施設の整備：1/2 （一部1/3）以内
森林の有する多面的機能の維持・増進に向け、森林造成等を実施	<a href="#">農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）</a>	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進	実施要領別紙6第4の3機能回復整備事業のうち 耕作放棄地等森林造成 耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う （営農再開を目的としたものではない）	-	-	-	1 施行地の面積が0.1ha以上	○	○	-	-	-	-	国3/10 県1/10 （査定係数110など）
造林作業の省力化・低コスト化に向け、早生樹造林などの実証的な取組を実施	<a href="#">低コスト造林モデル普及促進事業</a>	造林作業の省力化・低コスト化を図るため、新たな造林技術等を導入した造林モデルの実証的な取組を支援	低コスト造林モデル普及促進事業のうち 地域の実情に応じた実証的造林 ア 人工造林及び下刈り イ 関連条件整備活動 （営農再開を目的としたものではない）	-	-	-	1 施行地の面積が0.1ha以上	○	○	-	-	・森林組合 ・森林所有者 ・民間事業者等	都道府県が定める標準単価の2/3 （ただし612千円/haを上限とする）	-